

省

令

農林省令第四号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五百十一号）第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和三十九年三月十八日

農林大臣 赤城 宗徳

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「大豆」の下に「その他油脂原料」を加える。

附 則

この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。